

特別管理産業廃棄物の種類

産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれのある性状を有するものは、特別管理産業廃棄物として別に定められています。

特別管理産業廃棄物は、排出されてから処理されるまでの間、常に注意して取り扱うこととされており、排出事業者に対しては、事業場ごとに特別管理産業廃棄物管理責任者の選任など、通常の産業廃棄物と比べ特別な管理及び処理方法が義務付けられています。

種類	内 容	
引火性廃油	産業廃棄物である揮発油類、灯油類、軽油類（引火点が70℃未満の廃油）	
腐食性廃酸	水素イオン濃度指数（pH）が2.0以下の廃酸	
腐食性廃アルカリ	水素イオン濃度指数（pH）が12.5以上の廃アルカリ	
感染性産業廃棄物	医療関係機関等から排出される、血液、使用済みの注射針などの感染性病原体を含む又はそのおそれのある産業廃棄物	
特定有害産業廃棄物	特定有害PCB等	廃PCB及びPCBを含む廃油
	特定有害PCB汚染物	紙くず、汚泥、木くず、繊維くず、廃プラスチック類、金属くず、陶磁器くず、がれき類のうちPCBが塗布、染み込み、封入、付着等したもの
	特定有害PCB処理物	廃PCB等及びPCB汚染物を処分するために処理したもの
	特定有害廃石綿等	建築物その他の工作物から除去した飛散性の吹き付け石綿、石綿含有保温材及びその除去工事から排出されるプラスチックシートなどで石綿の付着しているおそれのあるもの、大気汚染防止法の特定粉じん発生施設を有する事業場の集じん施設で集められた飛散性の石綿など
	特定有害廃水銀等	特定の施設において生じた廃水銀又は廃水銀化合物、水銀又はその化合物が含まれるもの（一般廃棄物を除く。）又は水銀使用製品が産業廃棄物となったものから回収した廃水銀
	特定有害指定下水汚泥	大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、水質汚濁防止法等の特定施設などから発生し、カドミウム、シアン、有機燐、鉛、六価クロム、砒素、水銀、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チラウム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類などの有害物質を含んでおり、その溶出試験又は成分試験の数値が判定基準を超えるもの
	特定有害銻さい	
	特定有害ダスト類	
	特定有害燃え殻	
	特定有害廃油	
	特定有害汚泥	
	特定有害廃酸	
特定有害廃アルカリ		